

厚生労働省大臣が定める基準に基づき、前年度の当施設における所定疾患施設療養費（I）の算定状況を公表いたします。

所定疾患施設療養費は、所定の疾患により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、注射、処置等を行った場合に、1回に連続する7日間を限度とし、月1回に限り算定するものです。

所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次の通りです。

- イ 肺炎（検査を実施した場合に限る）
- ロ 尿路感染症（検査を実施した場合に限る）
- ハ 帯状疱疹
- ニ 蜂窩織炎

令和5年度 所定疾患施設療養費 算定人数および日数

診断名/年月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
尿路感染症	人数	1				1						2	1	5
	日数	5				7						13	7	32
肺炎	人数					1		1			2		1	5
	日数					2		7			12		7	28
帯状疱疹	人数		2											2
	日数		14											14
蜂窩織炎	人数				1		1	1	1					4
	日数				7		7	7	6					27

主な治療内容(投薬、検査、注射、処置等の内容)

尿路感染症

検尿、抗生剤の内服、水分補給(点滴・経口補水)、など診察結果に基づいた必要な治療

肺炎

聴診、採血、抗生剤の内服・点滴、酸素吸入など診察結果に基づいた必要な治療

帯状疱疹

アシクロビル等内服、鎮痛解熱剤の頓服、軟膏塗布など診察結果に基づいた必要な治療

蜂窩織炎

抗生剤の内服、鎮痛解熱剤の頓服、点滴など診察結果に基づいた必要な治療